

第2章 被災宅地危険度判定実施体制の整備

(県県土整備部)

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」の実施体制を整備することを目的とする。

第2節 宅地建物防災への取組

1 鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会

県（県土整備部）及び市町村は、地震又は降雨により大規模な宅地被害が発生した場合の宅地危険度の判定を迅速的確に実施するため、鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会を設置し、以下の事務等に関する連絡調整や制度の充実を図る。

- (1) 被災宅地危険度判定の実施体制の整備（資機材を含む）に関すること。
- (2) 被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の養成及び登録への協力に関すること。
- (3) 被災建築物応急危険度判定との連携に関すること。

第3節 被災宅地の危険度判定の実施体制の強化

県及び市町村は、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う危険度判定の実施体制を強化するものとする。

なお、県においては、実施体制確保のため、鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱を定めている。

1 県の体制整備

- (1) 被災宅地危険度判定制度に関する普及、啓発
- (2) 被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の登録、養成
- (3) 県、市町村及び関係団体との連携体制の整備

2 市町村の体制整備

- (1) 被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備、強化
- (2) 被災宅地危険度判定に関する情報を住民に周知

※ 留意事項：平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被災地では、被災宅地危険度判定の結果を罹災証明に用いた事例あり。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被災宅地危険度判定の実施体制の整備、強化
- 2 被災宅地危険度判定制度の住民への周知

被災宅地危険度判定及び被災者支援の流れ

